

二 組合等登記令の一部改正関係(第二条関係)
組合等が行う吸収分割又は新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合の登記の嘱託について定めるものとした。

三 施行期日
この政令は、令和三年四月一日から施行するものとした。ただし、一の3中森林組合法施行令第九条の改正規定は、公布の日から施行するものとした。

◇トリス(クロロプロピル)ホスフェートに対し課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令(政令第二十九号(財務省))
1 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とするトリス(クロロプロピル)ホスフェートについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、次により、関稅定率法(以下「法」という。)第八条第一項及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。

- (一) 不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。(第一条関係)
- (二) 不当廉売関税の税率を定めることとした。(第二条関係)
- (三) トリス(クロロプロピル)ホスフェートを輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。(第三条関係)
- (四) 不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。(第四条関係)
- (五) 不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定めることとした。(第五条関係)

◇関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(政令第二八〇号(財務省))
1 関税割当制度が適用されている物品一九品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている品目(麦芽)について、令和二年度下期に

おける数量を二四万四、〇〇〇トンと定めることとした。(別表関係)

2 この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二八一号(環境省))
1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物として、ハヤトゲフシアリ等を追加することとした。(別表第一関係)

- 2 法第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物として、ソレノプスイス・ゲミナタ種群、ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群、ソレノプスイス・トウリデンズ種群及びソレノプスイス・ヴィルレンス種群に属する種とこれらの種群に属する他の種の交雑により生じた生物を追加することとした。(別表第二関係)
- 3 法第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物の器官として、エフクレタスキモの茎等を追加することとした。(別表第三関係)
- 4 この政令は、令和二年一月二日から施行することとした。

政令第二十七号
防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令
内閣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和二年法律第五十六号)第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第二十七号
防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令(令和二年法律第五十六号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第二十七号
防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令(令和二年法律第五十六号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第二十七号
防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令(令和二年法律第五十六号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第二十七号
防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令(令和二年法律第五十六号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

政令

御名 御璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 江藤 拓
内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 江藤 拓
内閣総理大臣 安倍 晋三

○農林水産省令第六十一号
 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令（令和二年政令第二百七十七号）（第四号の規定に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。）

令和二年九月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行規則
 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令第四号の農林水産省令で定める要件は、同令第一号から第三号までに掲げる要件に該当する農業用ため池に準ずるものであること、当該農業用ため池の管理を行う者を確認することができないことその他の状況からみて、当該農業用ため池が決壊した場合にはその周辺の区域の住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれが大いとい認められることとする。

附則

この省令は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

告

示

○財務省告示第二百三十一号

中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する関税率法第八條第五項に規定する調査開始の件（令和元年九月財務省告示第百十五号）で告示した関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第八條第五項の調査により判明した事実に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートについて、同条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年九月十六日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税率法（以下「法」という）第八條第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 （一）品名、銘柄及び型式 法の別表第二一九・九〇号に掲げる物品のうちトリス（クロロプロピル）ホスフェート（以下「トリス（クロロプロピル）ホスフェート」という。）
 （二）特徴 一般に無色から淡黄色透明の液体であり、主として、硬質ウレタン系断熱材用の難燃剤に使用される。

二 法第八條第一項の規定による指定に係る貨物の供給国
 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 法第八條第一項の規定により指定された期間
 令和二年九月十七日から令和七年九月十六日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論
 （一）調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）
 トリス（クロロプロピル）ホスフェート

（二）調査対象貨物の供給者（調査当局が知り得た供給者）

- イ 浙江万盛股份有限公司 (Zhejiang Wansheng Co., Ltd.)
- ロ 江苏雅克科技股份有限公司 (Jiangsu Yoke Technology Co., Ltd.)
- ハ 湖北兴发化工集团股份有限公司 (Hubei Xingfa Chemicals Group Co., Ltd.)
- ニ 张家港丰通化工有限公司 (Zhangjiagang Fortune Chemical Co., Ltd.)
- ホ 江苏吉宝科技有限公司 (Jiangsu Jiabao Technology Co., Ltd.)
- コ 宣城市聚源精细化工有限公司 (Xuancheng Cliv Trooyawn Refined Chemical Industry Co., Ltd.)
- ト 扬州晨化新材料股份有限公司 (Yangzhou Chenhua New Material Co., Ltd.)

- チ 泰州瑞世特新材料有限公司 (Taizhou Ruishite New Material Co., Ltd.)
- リ 泰州新安阻燃材料有限公司 (Taizhou Xin'an Flame Retardant Materials Co., Ltd.)
- ヌ 南京红宝丽聚醚醚醚销售有限公司 (Nanjing Hongbaoli PU Sales Co., Ltd.)
- ル 富彤化学有限公司 (Futong Chem Co., Ltd.)
- レ 浙江新安进出口有限公司 (Zhejiang Wyna Import & Export Co., Ltd.)
- ワ 河南振科国际化工有限公司 (Henan International Chemical Co., Ltd.)
- カ 江阴澄星国际贸易有限公司 (Jiangyin Chengxing International Trading Co., Ltd.)
- コ 上海协通（集团）有限公司 (Shanghai Xietong (Group) Co., Ltd.)
- ク 山东诺威达化学有限公司 (Shandong Novista Chemicals Co., Ltd (Novista Group))
- ケ 江苏维科特瑞化工有限公司 (Jiangsu Victory Chemical Co., Ltd.)
- コ 江苏常余化工有限公司 (Jiangsu Changyu Chemical Co., Ltd.)
- （三）調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）
 一 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）に関する事項 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二條第三項の特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下単に「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）
 二 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
 三 不当廉売された貨物の輸入の事実
 四 不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額率を算出することとした。ただし、正常価格については、令第二條第三項の規定に基づき、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。
- イ 供給者
 調査当局が知り得た供給者に対して質問状等を送付したところ、回答の提出がなかった。
 正常価格
 正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者から質問状等の回答がなく、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、正常価格の算出のために代替国価格を用いることとした。
 輸出価格
 輸出価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者から質問状等の回答がなかったことから、知ることができた事実として利害関係者に対して送付した質問状等の回答の一部を用いることとした。
 二 不当廉売差額率
 正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、調査当局が知り得た供給者のうち回答の提出がなかった者及び調査当局が知り得なかった者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については四十七・三パーセントであった。
 結論
 以上から、四（二）に掲げる者を供給者として、中国を原産地とする調査対象貨物について不当廉売の事実が認められた。